

霧島市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正について

霧島市立幼稚園保育料徴収条例の一部を次のように改正する。

平成27年2月17日提出
霧島市長 前田 終 止

霧島市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例

霧島市立幼稚園保育料徴収条例（平成17年霧島市条例第112号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項を次のように改める。

（保育料の額）

第2条 保育料の額は、次に掲げる世帯の階層区分に応じた額とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯からは、徴収しない。

- (1) 市町村民税非課税世帯（市町村民税所得割非課税世帯を含む。） 月額3,000円
- (2) 市町村民税所得割課税世帯 月額6,600円

第3条に後段として次のように加える。

この場合において、減額又は免除する額は、別に規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第2条の規定は、平成27年4月分以降の保育料について適用し、平成27年3月分までの保育料については、なお従前の例による。

（提案理由）

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行により、子ども・子育て支援新制度が創設されることに伴い、保育料の額を改定すること及び保育料の減免額を規則で定めることについて、本条例の所要の改正をしようとするものである。